

釧路市教育大綱

～ ともに 織りなす まちのみらい ～

いつの時代にあっても、まちづくりを担うのはひとであり、そのひとづくりを担うのは地域の教育力であると確信しております。

この度、首長が総合教育会議を設置し、教育行政に一層の責任を果たすことが義務となったことから、これをまちづくりを進めるチャンスと捉え、公立・私立などの設置主体や教育の段階を問わず、保護者や地域の方々をはじめとしたあらゆる主体が垣根を越えたつながりを持ち、地域全体で取り組む、切れ目のない教育を進めることができる時であると考えております。

ひとは生まれた時から、様々な学びの場で教育に触れ成長していきます。

学びの場が互いについて理解し、連続性のある教育を進めるとともに、家庭や学校、地域の結びつきを強めることが、地域全体の教育力を高めることにつながります。

ともに織りなすまちのみらい。この地域のみらいを担う市民一人ひとりが夢に向かって挑戦し続けられるまちを目指してまいりましょう。

平成 30 年 3 月

釧路市長 蝦名大也

次に掲げる6つの基本的な考えをみなさんと共有し、「まち」の「みらい」を担う「ひとづくり」のための「教育」に地域全体で取り組んでまいりましょう。

○ **地域が一体となった教育**

「家庭」「学校」「地域」「行政」がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携を強め、地域全体の教育力の向上に努めます

○ **成長の段階に応じた切れ目のない教育**

幼児教育から高等教育までを連続した教育として捉え、各教育段階が緩やかに接続することで、安心して学べる環境の確保に努めます

○ **生きる力の育成**

社会の中で自らが担うべき役割を見出し、自分らしく生きていくことができるよう、確かな学力の確立や、豊かな心と健やかな体を育みます

○ **ふるさと釧路を愛する心の育成**

釧路の風土を理解し、誇りや愛着を持つことができるよう、ふるさとを愛する心を育みます

○ **安心して学び続けることができる機会の確保**

誰もが安心して学び続けることができるよう、多様なニーズに応じた学習機会の確保に努めます

○ **学びを深め、文化やスポーツに親しめる環境の確保**

生涯にわたって学び続けることができ、文化芸術やスポーツに親しみ、学びの成果をいかせる環境をつくります

釧路市教育大綱

平成30年3月

発行 釧路市
編集 釧路市総合政策部都市経営課
〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
Tel 0154-31-4502
